

質問その5 ; 仕事上の取引情報が記されたメールは全部、保存が必要なのですか？

答え ; メール本文にそうした取引情報が書いてある場合だけで大丈夫です。

仕事上の「取引情報」とはつまり、「注文書や領収書にいつも書いてある項目」のことです。

よって、メールでやり取りされる情報のすべてが電子帳簿保存法で「保存しなさい」と言われる「取引情報」に当てはまるわけではありませんので、「注文書や領収書にいつも書いてある項目」が含まれていないようなメールは保存する必要はありません。

「注文書や領収書にいつも書いてある項目」が含まれているメールの場合、具体的には次のようにする必要があります。

- ・メール本文で、注文書や領収書に書かれるような項目が書かれている場合
➡ そのメールそのものを保存してください。
- ・メールの添付ファイルに領収書等がついている
➡ その添付ファイルだけを保存してください。

【参考 ; 国税庁 HP「一問一答」より、もともとの文章】

問5 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。

【回答】

この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、領収書等に通常記載される事項をいう（法25）ことから、電子メールにおいて授受される情報の全てが取引情報に該当するものではありません。したがって、そのような取引情報の含まれていない電子メールを保存する必要はありません。

具体的には、電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを保存する必要がありますが、電子メールの添付ファイルにより授受された取引情報（領収書等）については当該添付ファイルのみを保存しておけばよいことになります。